

安全衛生推進者等養成講習開催のご案内

一般社団法人佐野労働基準協会



一般社団法人足利労働基準協会

株式会社人財学園

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当協会の運営に多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年の栃木労基署管内の労働災害は509件発生し、多くが50未満の事業場で発生している現状を踏まえ、栃木労働局指定講習機関の(株)人財学園様のご協力のもと、(一社)佐野労働基準協会と(一社)足利労働基準協会が共催し、労働安全衛生法第12条2項に条文化され、選任が義務づけられている「安全衛生推進者」を養成する講習を開催することと致しました。

法条文及び同規則では、労働者10人以上50人未満の事業場においては、事業主や管理責任者が安全衛生管理の責任者となり、安全衛生管理の実務を安全衛生推進者が行うこととなっており、事業場における労働者の危険や健康障害の防止措置、安全衛生教育の実施、健康の保持増進、労働災害の原因調査・再発防止が主な業務となっております。しかも、安全衛生推進者等を選任したときは、氏名を作業場の見えやすい場所に掲示するなど、関係労働者に周知しなければなりません。

つきましては、効率よく熟知させる内容となっている講習を下記により開催しますので、是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

なお、労働者50人以上事業場であっても、工場等が数か所ある場合は安全・衛生管理者の補助的役割も担えますので受講をお勧めします。

記

1. 日 時 平成30年7月25日(水) 午前9時～午後5時10分
7月26日(木) 午前9時～午後12時35分
2. 場 所 足利市民プラザ 301号室 足利市朝倉町264 TEL0284-72-8511
3. 受講料等 1名15,000円(税・テキスト代込)
4. 対象規模 労働者10人～49人の事業場
5. 対象業種 林業・鉱業・建設業・運送業・清掃業・製造業(物の加工業を含む)・電気業
ガス業・水道業・通信業・各種商品卸小売業・ゴルフ場業・自動車等修理業他
6. 申込方法 別紙申込書に必要事項を記入し、受講料を添えて平成30年7月13日(金)までに(一社)佐野労働基準協会までお願い申し上げます。
振込み等ご希望の場合はお問合せ下さい。(電話 0283-24-6470)
7. 定 員 50名(定員になり次第締め切ります。)
8. 添付書類 本人確認のため、申込書に記載されたある書類を添付して下さい。
9. その他
 - ①当日、会場にて写真撮影致します。
 - ②昼食は各自ご用意下さい。(外出可)
 - ③記載された個人情報、個人情報法に留意し、受付簿・受講証明書のみに、使用管理致します。
 - ④締切日後、受講取消による受講料のご返金は出来ません。
 - ⑤カリキュラム等は受付終了後受講票に同封します。